

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月に国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届を提出していたものと認められることから、61年4月から平成3年10月までの第3号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年10月まで

昭和61年4月の第3号被保険者制度開始当時、私は夫の被扶養者であり、第3号被保険者該当届は夫の勤務先が提出してくれたはずである。

当時の夫の同僚の奥さんは手続されているのに、私の第3号被保険者該当届が処理されておらず、第3号特例措置で第3号被保険者になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫に係るオンライン記録の被扶養者記録から、昭和60年10月18日に被扶養者に認定されていることが確認できる上、平成20年10月12日に国民年金第3号特例措置に基づく届出を行い、申立期間を国民年金第3号被保険者と扱われていることから、61年4月時点において、第3号被保険者の要件に該当していたことが確認できる。

また、昭和61年4月の第3号被保険者制度開始当時、申立人の夫が勤務していた事業所の申立期間当時の事務担当者は、「第3号被保険者該当届の書類の準備及び提出を会社が行っていたと思う。」旨証言しているところ、申立人の夫の複数の同僚は、「第3号被保険者の届けは会社がやってくれたと思う。」旨証言している上、オンライン記録によると、複数の同僚の配偶者に係る国民年金第3号被保険者の処理日は同年4月15日となっていることが確認できることから判断すると、申立人についても、当該事業所が申立人に係る国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届を提出していたと考えて不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和61年4月に国

民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届を提出していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年1月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年1月まで
② 昭和42年5月から43年4月まで

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料は免除申請したことを覚えているので、申立期間①が申請免除期間となっていないことに納得できない。

また、申立期間②については、厚生年金保険と重複して納付していたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、申立人は、昭和41年11月24日に国民年金の被保険者資格を取得し、平成7年の裁定請求時に同資格取得日を変更されるまで、申立期間①及び②は国民年金の強制加入被保険者として管理されており、申立期間①及び②を含む41年11月から44年9月までの期間については、申立期間当初から申請免除期間と認定されていたことが確認できる一方で、上記裁定請求時に申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として記録追加した処理に伴い、申請免除期間の始期を41年11月から43年5月に訂正され、申立期間①を含む41年11月から42年4月までの期間が申請免除期間から未加入期間へと変更されている。その後、平成23年1月27日に、申立人の夫の厚生年金保険被保険者期間の記録を基に、資格取得日を昭和42年2月1日として訂正された上、前述の未加入期間とされた期間のうち、同年2月から同年4月までの期間は申請免除期間に訂正されているが、申立期間①については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった（ただし、当該期間についても当初は申立人と連番で国民年金の強制加入被保険者として払い出されている。）ために、申立人は、制度上、国民年金の強制加入とならない者で

あったことから、その被保険者資格が未加入のままとされている。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約30年の長期間にわたり醸成されてきたものであり、国民年金保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入被保険者でないことを理由として、申請免除の取消しを行うことは信義誠実の原則に反するものと考えられる。

一方、申立人は、「申立期間②は、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、前述のとおり、申立期間②は、当初申請免除期間であり、これが裁定請求時に申立人の厚生年金保険被保険者期間として記録追加されているものの、当該時点において国民年金保険料の還付は発生していない上、申立期間②直後の昭和43年11月から44年9月までの期間以外に国民年金保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年1月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月19日から同年5月1日まで

私は、昭和23年11月にB社(現在は、C社)に入社して、平成元年7月に退職するまで継続して同社とその関連会社のA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社及びA社の回答、並びにB社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚(当時のA社の代表取締役を含む。)の供述などにより、申立期間当時、両社は関連会社であったことが推認できるところ、当該複数の同僚の供述、申立人が所持している給料明細書(事業所名未記載)及びA社が保管している社員給料支給明細書(B社とA社の両事業所の社名が記載)から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人が所持している昭和59年4月1日付けの辞令には、B社とA社の社名が併記され、その上にA社の社判が押され、申立人の役職名(営業部長)が記載されているところ、C社及び前述の当時の

A社の代表取締役は、当該辞令が、B社からA社への出向辞令である旨回答している上、当該代表取締役は、当時、申立人が同社の営業部長となった旨供述しているほか、前述の複数の同僚のうち一人（C社の現在の役員）は、業務の引継等の事情により、発令日以降に出向先で勤務することがあった旨供述していることなどから判断すると、申立人のB社に係る被保険者原票により確認できる資格喪失日の同年4月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書及び社員給料支給明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険事務担当者は、「納付したはずである。」と回答しているが、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日は昭和59年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 8 月から 48 年 7 月までの期間、49 年 10 月から 50 年 1 月までの期間及び同年 8 月から 51 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 48 年 7 月まで
③ 昭和 49 年 10 月から 50 年 1 月まで
④ 昭和 50 年 8 月から 51 年 6 月まで

私は、最初の子供が生まれた頃、国民健康保険に加入するため、A 市役所に行った。その時、担当者から、「国民年金もセットです。」と言われたので、国民年金にも加入し、国民年金保険料も毎月市役所で納めた。

その後も会社を辞めた都度、国民年金の切替手続をして保険料を納付していたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「最初の子供が生まれた頃（第 1 子は昭和 46 年*月生）、A 市で国民年金に加入した。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び A 市の国民年金被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険を資格喪失した昭和 53 年 3 月 21 日を国民年金の資格取得日として同年 4 月頃に A 市において払い出されていることが推認され、申立期間①、②、③及び④は国民年金の未加入期間であることから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の住民票から、申立人が A 市の住民となった日は昭和 48 年 8 月 6 日となっていることが確認できることから、国民年金の加入については、住民票のある市区町村で行われることから、申立期間①及び②当時、申立人

がA市で国民年金に加入することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①、②、③及び④当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 830 (事案 726 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 6 月まで

私が 20 歳の時に母親が私の国民年金への加入手続を行い、結婚するまで保険料を納付してくれていた。

前回、私の国民年金への加入時期が、昭和 48 年 6 月頃との調査結果であったが、この時期は、翌月の A 市への転居及び結婚準備のため、常に母親と行動を共にし、忙しい日々を過ごしていたと記憶している。また、母親は免許を持っておらず、単独で市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ったとは考え難いので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、「私の国民年金加入は、私が 20 歳の時に母親が加入手続を行い、結婚するまで保険料を納付してくれていた。」旨主張して行った申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 48 年 6 月頃に B 県 C 市 (当時) にて払い出されたものと推認され、申立期間は、当該払出時点で資格取得日が 20 歳時に遡及したことによる未納期間であると認められること、ii) 申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、申立期間当時の保険料納付状況等が不明であること、iii) 申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 10 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金への加入時期である昭和 48 年 6 月頃の生活状況について新たな主張をして再度申立てを行っているものの、当該主張をもつ

て申立人の国民年金への加入手続が 20 歳到達時に行われたものとは推認できず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとともに、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額も法定支給額とほぼ一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 10 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 45 年 11 月 10 日から 47 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、当該期間については脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、B社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和48年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、同社を退職後に脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いのに、社会保険庁（当時）の記録では受給したとされていることに納得できないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該被保険者原票によると、脱退手当金の支給決定日と近接する時期に、分娩費及び育児手当金（記載が不鮮明であるが、昭和43年*月又は同年*月）並びに出産手当金（昭和43年*月）が支給された記録が確認できるところ、申立人は、「出産手当金などを受給した記憶は無いが、同じ会社に勤務していた元夫に全ての手続を任せていたので、元夫が請求手続を行った可能性がある。」と述べている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月12日から39年11月25日まで
② 昭和39年12月4日から45年3月1日まで

私は、申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社のC寮に勤務していたが、同社を退職した際、申立期間に係る脱退手当金を請求したことも受給したことも無いのに、社会保険庁(当時)の記録では受給したととされていることに納得できないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和45年3月1日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた15人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、9人全員が当該事業所に係る同資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、複数の同僚が、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受けた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求についての関与がうかがえる。

また、申立人のB社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和45年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 県立 B 高等学校定時制に入学後、担任教諭の紹介で C 社に就職し、同社に住み込みで勤務しながら通学したと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿に C 社の記載は見当たらず、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできないところ、当時の事業主は、「C 社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていない。登記上は閉鎖の登記を行っていないものの、事業は事実上廃止し、当時の賃金台帳等の資料は全て廃棄している。従業員について厚生年金保険料を給与から控除した事実はない。」と供述している。

また、申立人が C 社において一緒に勤務したと記憶している同僚、事業主、同社の事務に従事していたとされる事業主の妻及び事務担当者とされる者のいずれも、同社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、事業主、事業主の妻及び事務担当者とされる者は申立期間において国民年金に加入し、事務担当者とされる者は申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1039

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

私は、申立期間においてA社の取締役として経理事務の業務に従事していた。申立期間において私の報酬月額は 38 万円であったと記憶しているが、当該期間の標準報酬月額は実際に支給されていた報酬月額に比べて低い金額が記録されている。

申立期間について、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成 3 年 6 月 1 日から 7 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿上も閉鎖され、事業主も死亡しているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は平成元年 11 月 15 日に取締役就任し、同社が解散する 14 年 12 月 3 日まで解任されることなく引き続き取締役であったことが確認できるが、当該期間について、当該謄本により申立人と同様に申立期間において取締役であったことが確認できる同僚についてオンライン記録を確認したところ、これら同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は認められない上、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなど不自然な形跡も無い。

ところで、前述の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる同僚は、「申立人は経理事務を担当していた。資金繰りのほか給与計算も行ってたと記憶している。」と供述しており、その他の同僚も、「当時、A社

において給与計算や社会保険事務の事務をしていた事務担当者は申立人であった。申立人は経理部長であった。申立人は入社時から経理畑であり、退社するまで経理事務を担当していた。」旨供述している。

当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このため上記のとおり、当該期間においては、申立人は特例法第1条第1項ただし書に該当する立場にあったと認められることから、仮に当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間のうち平成7年10月1日から9年8月31日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額については、当初38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月31日より前の同年8月26日付けで、当該期間の全てにわたって遡及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、不納欠損整理簿の記録から判断すると、時期の特定はできないものの、A社が滞納事業所であった状況がうかがえる上、前述の取締役であった同僚は、「会社は資金繰りに窮したため倒産に至った。厚生年金保険料の納付についても資金繰りを担当していた申立人は随分苦勞していたような記憶はある。」と供述しており、当時、A社は社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、前述のとおりA社の経理担当役員として社会保険事務について一定の権限を有し、又は業務を執行する立場であったと認められることから判断すると、当該期間に係る平成9年8月26日の処理に関しては、社会保険事務所が、経理及び社会保険事務担当の取締役であった申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において会社の業務を執行する責任を負っている経理担当の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から38年1月5日まで

私は結婚のためA社を退職した後、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いのに、申立期間について脱退手当金の支給済み期間として記録されており、厚生年金保険の被保険者資格として認められないことに納得できない。

私は脱退手当金を受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格記録が記載されているページの前後5ページにおいて記録されている申立人と同性の被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日前後2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている16人全員に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち6人が資格喪失後6か月以内の支給となっていること、及び複数の同僚が、「退職後に会社を通じて脱退手当金の請求手続を行い、脱退手当金を受給した記憶が有る。」と供述していることなどを踏まえると、同社においては事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給金額を算出する際に必要となる標準報酬月額等について、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である昭和38年10月22日に近接する同年9月3日に社会保険庁(当時)が脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「38.9.3回答済」の記載が確認できる。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 10 日から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

申立期間①のA社（後の、B社）及び申立期間②のB社（現在は、C社）に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号の前後 50 人について厚生年金保険被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日前後 2 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている者は 39 人おり、そのうち 20 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、昭和 42 年 7 月 21 日、同年 9 月 26 日、43 年 9 月 24 日に複数の被保険者の脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、同社においては事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、申立人に係る前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 42 年 11 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 14 日まで

申立期間におけるA社の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 自 37 年 4 月 1 日 至 41 年 7 月 14 日」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和41年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。